

加速する異業種からの農業参入

～背景とその真の狙い～

野村アグリプランニング & アドバイザリー株式会社
コンサルティング部 副主任コンサルタント 周 旋

2017 年 8 月

STRICTLY PRIVATE AND CONFIDENTIAL

Copyright © 2017 Nomura

This document is the sole property of Nomura. No part of this document may be reproduced in any form or by any means –electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise –without the prior written permission of Nomura.

目次

- I. はじめに
- II. 異業種からの農業参入における背景---新たな担い手が必要な農業界
- III. 農林水産業の活性化に向けた国の政策
 - 1. 農業は日本の基
 - 2. 衰退から脱するための輸出や6次産業化の振興
- IV. 異業種からの農業参入状況
 - 1. 農地法の改正
 - 2. 参入形態および全体概況
 - 3. 業種別、品目別、経営面積別の参入状況
 - 4. 近年の主な上場企業の参入状況
 - 5. 経営状況
- V. 異業種からの農業参入の真の狙い

I. はじめに

2009年12月の農地法の改正により、農地を賃借する形態であれば、一般法人であっても全国どこでも農業参入が可能になり、企業の農業参入が加速し始めた。参入企業の業種も多岐に亘り、従来から意欲の高かった食品関連業ばかりでなく、「食」分野に携わっていない建設業、サービス業、医療・福祉業などの様々な業界から農業に参入している。その結果、2016年12月末現在の農業参入法人数は、農地法改正前での参入法人数の427法人に対して約6.3倍の2,676法人となっている。参入法人数の年平均増加割合を計算すると、農地法改正後は130%で増加してきたことになる。

さらに、2016年4月1日に施行された改正農地法では、農地を所有できる法人（農地所有適格法人）の要件の一部が見直され、構成員・議決権要件、常時農業に従事する役員人数要件等が緩和された。これにより、企業の農業参入がさらに加速している。

数多くの異業種企業が農業に参入する中、どんな業界が最も積極的なのか、その背景、狙いは何か、また、営農経験のない一般法人が農業に参入する際の営農類型は何か、儲からないといわれる農業に参入した企業の経営状況はどうなっているのか等を考察する。

II. 異業種からの農業参入における背景 ～新たな担い手が必要な農業界

これまでの異業種からの農業参入の研究は、農業参入の背景として、農地法の改正により一般企業に対する農業への参入制限が緩和されたといった外部環境の変化を取り上げるばかりで、農業に参入してから赤字が数年も続く企業が大半である状況の中、企業の狙いや課題等まで客観的に分析しているものが極めて少ない。

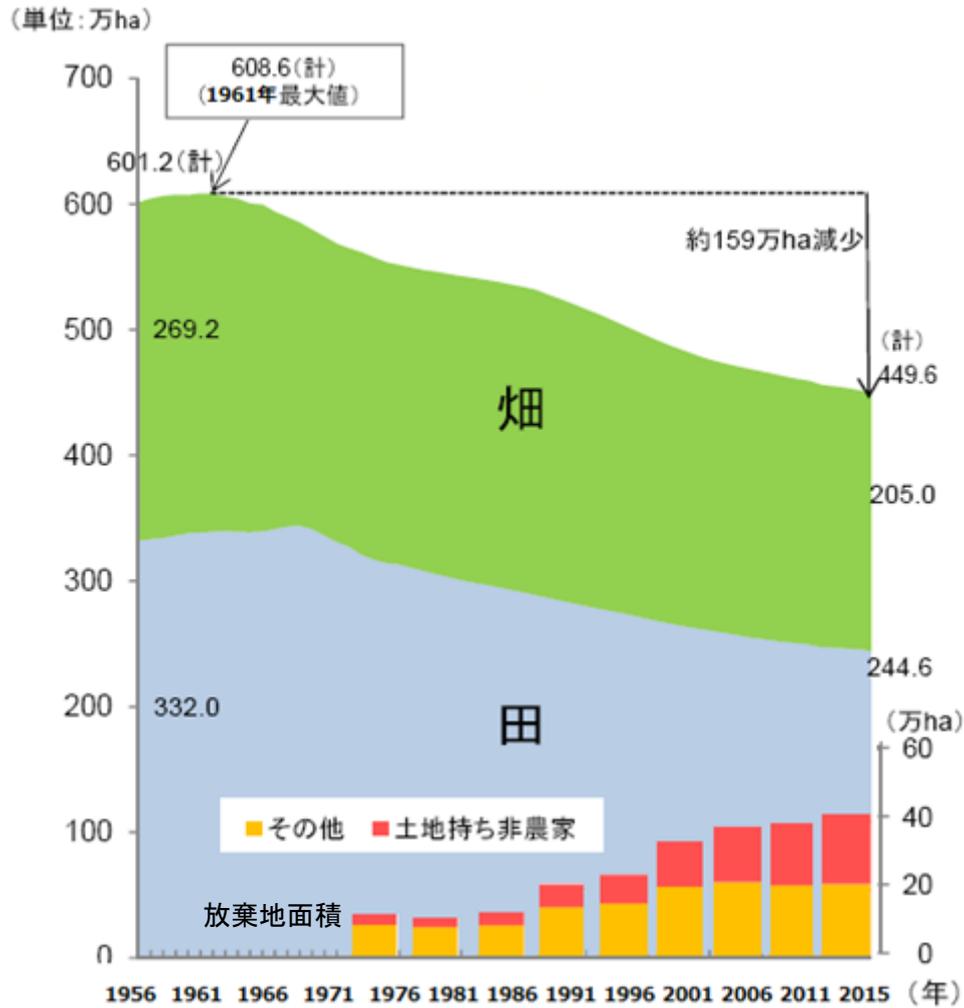
農業参入の目的として、「日本の農業に貢献したい」、「日本の農業界を変えていく」といった理由を挙げる参入企業が多くみられるが、そもそも企業の本質は利益を追求し、企業価値の向上を図ることである。そう考えると、農業にビジネスチャンスが存在していることを見出し、「現状の赤字は将来に対する投資と捉えている」と言った方が妥当ではないだろうか。

異業種企業の農業参入の狙い等は後述するが、まず認識しないとイケないことは、農業自体が危機的状況に陥っていることは間違いないということである。国内総生産（GDP）に占める農業（林業、漁業含む）の割合は1.1%未満、2014年、2015年の2年連続1.06%割れと極めて低い水準に落ち込んでいる。この状況は、産業構造の観点から見た「ペティ・クラークの法則」、いわゆる労働人口が一次産業から二次産業、三次産業へ移行することが必然で、産業構造の高度化ともいえるが、このままでは専業農家が消えてしまう可能性も十分考えられるだろう。

周知のように、人口減と共に日本の就農人口も年々減少しつつある。農林水産省の「農林業センサス」や「農業構造動態調査」によると、2016年の就農人口は192万人と、2010年の260万人より4分の1以上減少している。主要5カ国（G5）の中では日本の就農人口比率はまだ高い方であるが、欧米の大規模生産と違って、日本の場合、自給農家比率が多く、就農人口の減少によってもたらされる農業生産性の低下問題が特に深刻である。また、新規自営就農者の増加数は、直近7年間では毎年約4.7万人にとどまっている。そのうち4分の3は49歳以上である。2015年時点で日本の就農人口の平均年齢はすでに67歳を超えており、基幹農業従事者の約半数を70歳以上が占めている。今後、人口減や高齢化により加速する農業の担い手不足問題が懸念される。

また、日本の農地面積は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、農地面積がピークであった1961年に比べて約159万ha減少し、耕作放棄地面積は、2015年には42万3千haとなった。農林水産省農村振興局が2014年に実施した「耕作放棄地に関する意向及び実態把握調査」によると、耕作放棄により荒廃し、通常の農作業では作物栽培が不可能となっている荒廃農地の発生原因は、「高齢化、労働力不足」が最も多くて全体の23%、次いで「土地持ち非農家の増加」が16%、農産物価格の低迷が15%となっている。2002年に実施した同調査においても、「高齢化、労働力不足」、「価格の低迷」、「農地の受け手がいない」が主な原因としてあげられており、荒廃農地の発生原因に大きな変化はみられない。そのため、相当に効果的な政策を打ち出せなければ、耕作放棄地のさらなる増加が見込まれる。

図表 1 日本の農地面積及び耕作放棄地面積の推移



(出所) 農林水産省資料より NAPA 作成

III. 農林水産業の活性化に向けた国の政策

1. 農業は日本の基

「食料・農業・農村基本法」には、食料を国民に合理的な価格で安定的に供給することが国の義務であり、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる行われなければならない」と明記されており、安倍総理も2015年10月6日の記者会見時に「農業は日本の基」と明言している。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抜粋）

（食料の安定供給の確保）

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる行われなければならない。

しかしながら、「日本の基」である農業は国内総生産（GDP）に占める比率の低下とともに軽視されるようになり、農業や食料危機に対する意識が薄れている。

日本は、生産額ベースで34%の食料を輸入に頼っている。そのため、国内外の様々な要因によって食料の安定供給に混乱を生じる可能性が高く、過去にも国内の不作や輸入の減少等により、実際に食料供給に影響を及ぼす事態が発生したことがある。例を挙げると、1973年、米国の大豆の不作により、日本における輸入米国大豆の価格が3倍に上昇したことがあった。また、2007年から2008年にかけて、パーフェクト・ストームによる世界各地での凶作、バイオ燃料の利用の増加、食料備蓄の減少、連邦準備制度理事会が政策金利を引き下げたこと等により、世界の食料価格が高騰し、2006年の初めと比較して、世界のコメの価格は217%、小麦は136%、トウモロコシは125%、大豆は107%、それぞれ上昇したこともあった。最近では、2016年8月から長雨や台風の影響によって野菜価格が高騰し、特に葉物類は50%前後の値上げとなった。また、東京中央卸売市場におけるニンニクの平均卸売価格は、2016年10月時点で、5カ月連続で上昇し、過去2年間にわたり同じ月の価格を上回った。この原因は、日本で消費されるニンニクの半分を供給する中国国内のニンニク価格の高騰であった。

これまでのところ、国内の食料需要に対して供給量が圧倒的に足りない事態に陥ってはいないが、こういった国内外の変動が、農産物の供給不足、価格の急変など、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

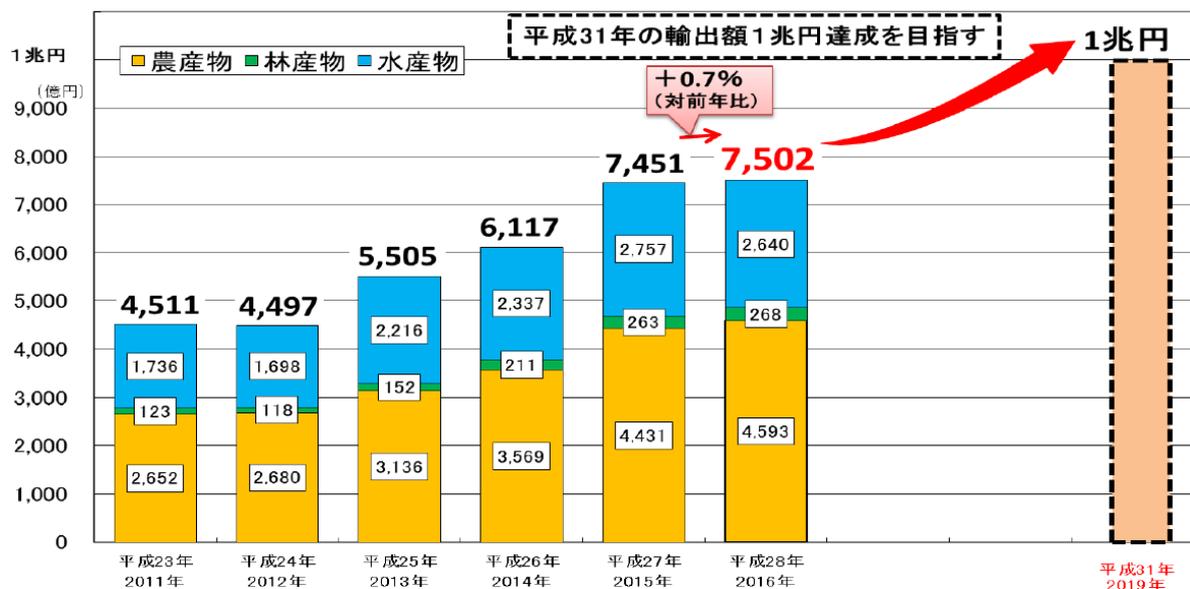
2. 衰退から脱するための輸出や6次産業化の振興

農林漁業の衰退を食い止めるため、政府は農林水産物・食品の輸出拡大や6次産業化による農林漁業者の所得向上を図る施策を実施している。

政府は輸出による産地・地域にとってのメリットとして、①農林水産物・食品の新たな販路拡大、所得の向上、②国内価格下落に対するリスクの軽減、③海外輸出を通じた国内ブランド価値の向上、経営に対する意識改革、④地域経済の活性化を挙げている。また、国民全体にとってのメリットとして、①生産量の増加による食料自給率の向上、食料安全保障への貢献、②我が国の輸出入バランスの改善、③日本食文化の海外への普及、世界各国の人々の対日理解の増進を挙げている。このほか、弊社調査部の佐藤光泰が「日本農業の輸出振興にむけて（2011年12月野村アグリビジネスレポート）」の中で、輸出の振興は生産者の所得向上だけではなく、①生産者のモチベーションの向上、②国内相場の安定、③地域農業の競争力向上、といった副次的効果があると指摘している。

第2次安倍政権の発足以来、「アベノミクス」と称される大幅な金融緩和を行い、さらに「日本再興戦略」を策定して「第三の矢」としての成長戦略を示した。農業分野においても「攻めの農林水産業」を掲げて、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、6次産業化、農地集積や農林水産物輸出を促進して農業所得増大を目指す方針を示している。具体的には、農林水産物の輸出額を2019年までに1兆円にするという目標を立て、輸出拡大の努力が続けられている。

図表2 農林水産物・食品の輸出額の推移



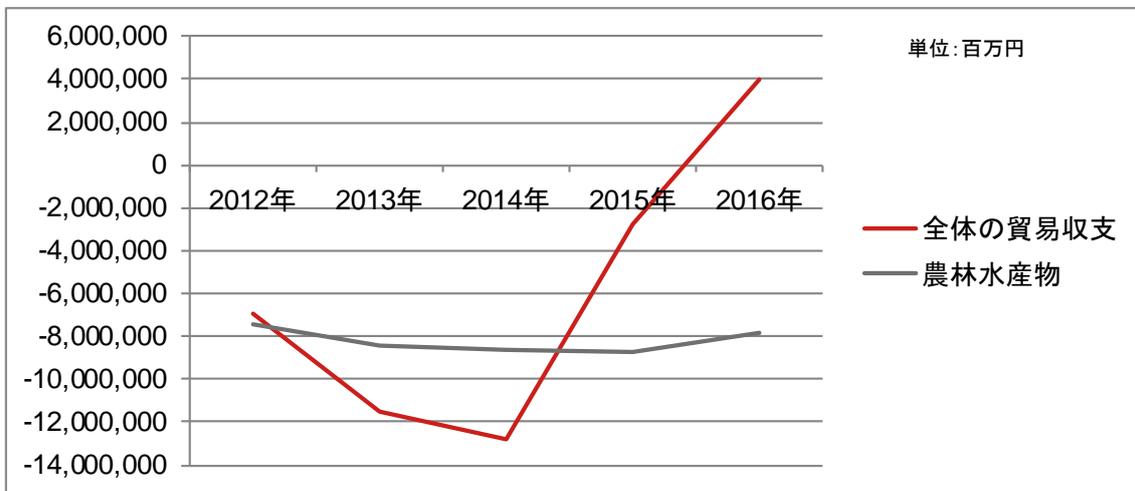
(出所) 農林水産省資料

しかし、現在のところ、政府が食料の安定供給の判断基準の一つとしている食料自給率の上昇は見られていない。また、全体の貿易赤字が改善される兆しが見えてきたにもかかわらず、農林水産物の貿易赤字は年々拡大しつつある。2015年に農産物輸出額の間目標としての7,000億円を1

本レポートは、業界に関する情報の提供を目的としたもので、投資判断の参考となる情報提供や投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートは野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。© Nomura Agri Planning & Advisory Co., Ltd. 2017

年前倒しで達成し、2016年には農林水産物の貿易赤字が若干縮小したが、黒字に転じた全体の貿易収支に対して、農林水産物の貿易収支も改善したとはまだ言えないだろう。

図表3 日本全体の貿易収支と農林水産物の貿易収支の比較



(出所)財務省資料よりNAPA作成

輸出と並んで政府が促進し続けている6次産業化については、農林水産省が公表した「6次産業化総合調査報告(2014年度版統計)」によると、2014年の全国の農業生産関連事業による年間総販売金額は1兆8,672億円で、前年に比べ2.7%増加した。また、業態別にみると、農産物直売所は9,356億円、農産物の加工は8,576億円で、前年に比べそれぞれ3.7%、2.0%増加している。しかし、就農人口や耕作放棄地という観点からみると、農業振興への効果が十分に出ているとは言いがたい。

図表4 農業生産関連事業の推移

	単位	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
販売金額	百万円	1,654,372	1,635,989	1,739,418	1,817,468	1,867,233
うち農産物の加工	"	778,332	780,118	823,730	840,670	857,678
農産物直売所	"	817,586	792,734	844,818	902,555	935,630
従事者	千人	399.1	428.0	450.1	467.1	441.5
うち農産物の加工	"	141.9	156.1	160.6	177.9	167.5
農産物直売所	"	181.6	200.0	214.9	212.6	207.5

(出所)農林水産省統計部「6次産業化総合調査報告」を基にNAPA作成

本レポートは、業界に関する情報の提供を目的としたもので、投資判断の参考となる情報提供や投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートは野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。© Nomura Agri Planning & Advisory Co., Ltd. 2017

IV. 異業種からの農業参入状況

1. 農地法の改正

2000年に株式の譲渡制限付きの条件ではあるものの株式会社形態での農業生産法人の設立が認められることになって以降、一般法人の農業参入に関する規制緩和が進んできている。3年後の2003年には構造改革特区において一般法人が農地リース方式で農業参入することが可能になり、2005年には「農地法」と「農業経営基盤強化促進法」が改正され、一般法人は市町村の定めた区域において農業生産法人資格を取得せずに農地を賃借し、土地利用型農業に参入することが可能となった。そして、2009年、2015年には農地法がさらに改正され、企業に対する農業参入の規制が大幅に緩和された。

図表5 農地法改正の主な内容

項目	従来	2009年の改正	2015年の改正
呼称	農業生産法人	—	農地所有適格法人
法人形態	株式会社（非公開会社限定）、持分会社又は農事組合法人	—	—
事業要件	売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）	—	—
面積	農地を取得する際の下限面積（都府県50a北海道2ha）	地域の実情に応じて自由に設定	—
議決権	1構成員当たりの出資制限10分の1 農業関係者以外の者の総議決権が4分の1以下	1構成員当たりの出資制限10分の1を廃止し、4分の1以下まで出資可能に変更 また、食品関連企業等からの出資は2分の1未満まで可能に	農業関係者以外の者の総議決権が2分の1未満
構成員	農業関係者以外の者は、関連事業者（法人と継続的取引関係を有する者等）に限定	—	農業関係者以外の者の構成員要件を撤廃（法人と継続的取引関係がない者も構成員となることが可能）
役員	役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること、また、その過半が農作業に従事すること	—	役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事すること
農地の貸借期間	上限20年	上限50年に延長	—
農地転用	病院、学校等の公共施設への転用は許可不要	病院、学校等の公共施設への転用についても協議制へ（厳格化）	—

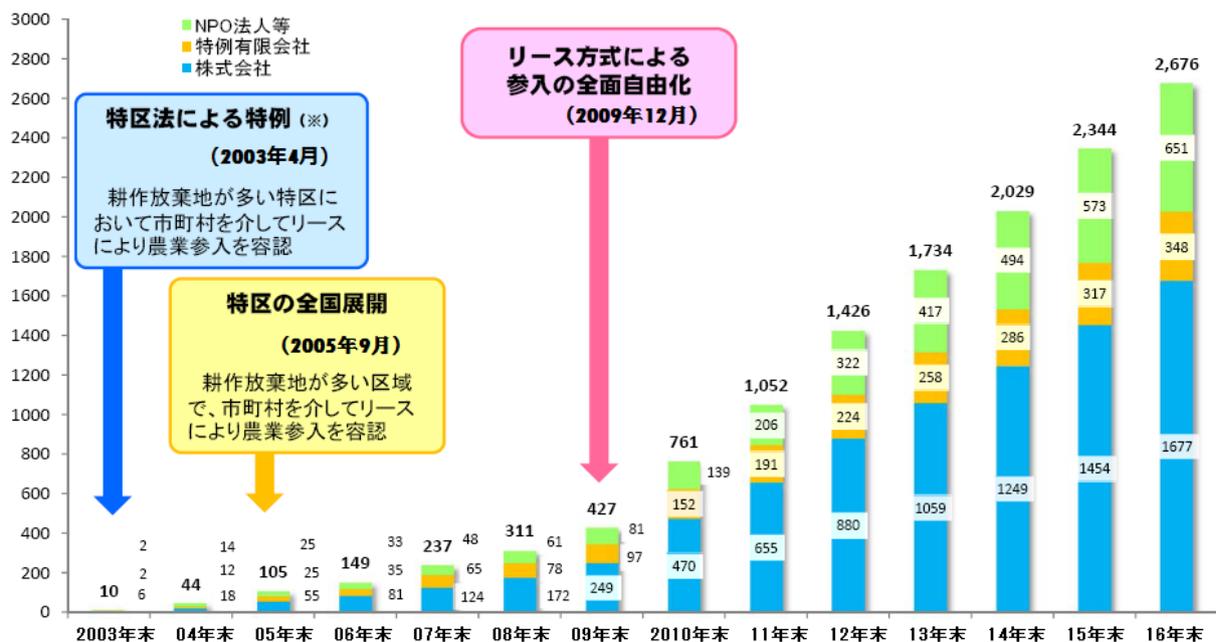
（出所）各種資料よりNAPA作成

本レポートは、業界に関する情報の提供を目的としたもので、投資判断の参考となる情報提供や投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートは野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。© Nomura Agri Planning & Advisory Co., Ltd. 2017

2. 参入形態および全体概況

農地法の大幅な改正が行われた2009年まで、農業参入した一般法人数はわずか427法人であったが、改正後、参入数が急増し、2016年12月末現在で2,676法人と改正前の約6.3倍になった。そのうち、株式会社形態の参入数が1,677法人で約63%を占めている。

図表6 農業参入した一般法人数の推移



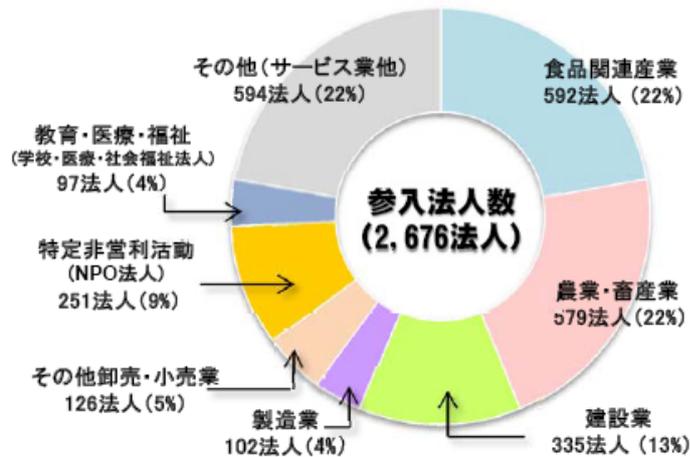
※ 構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で、農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とした（農地法の特例）
 (出所) 農林水産省資料

3. 業種別、品目別、経営面積別の参入状況

参入企業の業種別割合をみると、食品関連など本業との関連性の高い業界からの参入が多い状況だが、建設業や一般製造業からの参入も少なくない。

なお、農業・畜産業の579社は、本業とは別に外部に独立した生産法人を設立して参入した企業である。

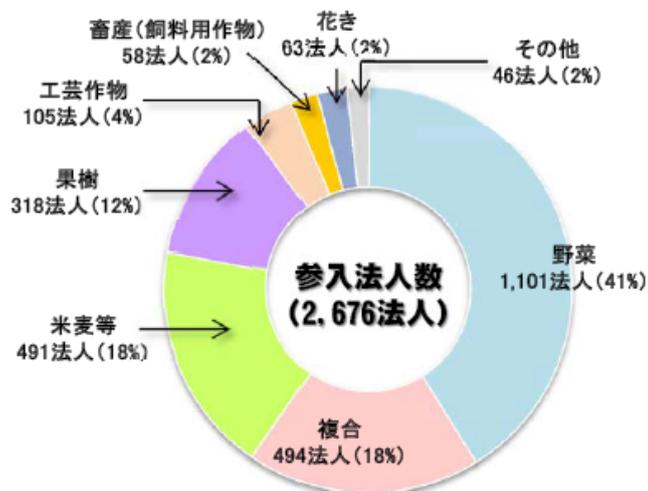
図表 7 参入企業の業種別割合



(注) 2016年12月末時点
(出所) 農林水産省資料

参入企業の品目別割合をみると、野菜栽培に参入した企業数が最も多い。需給バランスをみると、たまねぎ、トマト、馬鈴薯以外の野菜の国内供給量は国内需要量をやや上回っている状況である。しかし、野菜は、品目が多く、市場規模も大きく、加工等の潜在需要も大きい上に、栽培技術の習得の容易さや収穫（＝売上になる）までの期間の短さから、果樹や米麦等に比べて参入しやすいと言える。また、一般法人が農業参入する際の生産形態として採用するケースが多い太陽光利用型植物工場や閉鎖型植物工場では、野菜栽培が大半である。これらの理由から、野菜栽培に参入する企業数が多いと考えられる。

図表 8 参入企業の品目別割合

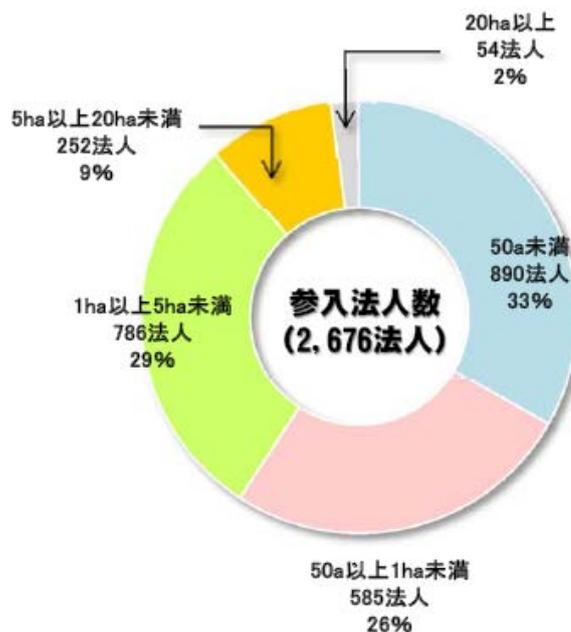


(注) 2016年12月末時点
(出所) 農林水産省資料

本レポートは、業界に関する情報の提供を目的としたもので、投資判断の参考となる情報提供や投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートは野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。© Nomura Agri Planning & Advisory Co., Ltd. 2017

参入企業の経営面積別割合をみると、1ha未満が59%と過半数を占めている。このように、参入企業の多くは、一見、小規模経営に見える。しかし、生産形態として閉鎖型植物工場を採用している場合は、工場内で少なくとも3~4段、多い場合には15段を超えるような栽培トレイを設置して生産を行っており、露地栽培に比べて面積当たりの生産効率は数倍から十数倍になる。そのため、経営面積が小規模であっても、必ずしも生産数量が少ないとは限らない。

図表9 参入企業の借入農地面積別割合



(注) 2016年12月末現在
(出所) 農林水産省資料

4. 近年の主な上場企業の参入状況

異業種企業が農業参入する際に、生産形態として植物工場が多く選ばれている。最大の理由は、栽培技術を持っていない異業種企業にとって、伝統的な露地栽培より、季節や天候に左右されにくい植物工場による栽培の方が、比較的、生産を安定化させやすいからである。植物工場を採用するもう一つの理由は、本業の技術・ノウハウの活用可能性があるためである。参入企業の業種別割合の上位である建築業や製造業において、植物工場の建築や設備・資材の活用などが十分考えられる。例えば、2015年に参入したパナソニックは、自社の植物工場に独自で開発したLED照明を取り入れることで、露地物よりも栄養価の高い野菜を栽培することができるようになったとのことである。「パナソニックは自社のLEDを売るために植物工場をやっているのではないか」と言われることもあるようだが、農業技術の進化に繋がるのであれば、決して悪いことではない。

本レポートは、業界に関する情報の提供を目的としたもので、投資判断の参考となる情報提供や投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートは野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。© Nomura Agri Planning & Advisory Co., Ltd. 2017

図表 10 上場企業の農業参入リスト（2014年以降）

参入年	企業名	生産形態	取扱品目
2014年	三井不動産	閉鎖型植物工場	葉物類
	ネクス	太陽光型植物工場	トマト等
	ヤマザワ	露地栽培	野菜類
	セーレン	太陽光型植物工場	ミニトマト
	サンマルク	閉鎖型植物工場	葉物類
	オリックス	閉鎖型・太陽光型植物工場	葉物類
	壺番屋	露地栽培／植物工場	葉物類
	ローム	閉鎖型植物工場	イチゴ
	ナカバヤシ	閉鎖型植物工場	葉物類
	日本山村硝子	閉鎖型植物工場	葉物類
	岡谷鋼機	太陽光型植物工場	トマト
	日伝	閉鎖型植物工場	葉物類
	センコン物流	閉鎖型植物工場	レタス、トマト等
	昭和飛行機工業	閉鎖型植物工場	低カリウムレタス
	沖縄セルラー電話	閉鎖型植物工場	葉物類
2015年	資生堂	露地栽培／閉鎖型植物工場	薬草
	日本通運	露地栽培／閉鎖型植物工場	たまねぎ等
	パナソニック	閉鎖型植物工場	低カリウムレタス等
	大林組	閉鎖型植物工場	レタス、トマト等
	丸住製紙	閉鎖型植物工場	葉物類
	スズキ	太陽光型植物工場	レタス、ブロッコリー
2016年	稲畑産業	露地栽培	果樹
	イチネンホールディングス	太陽光型植物工場	ミニトマト等
	小田急電鉄	太陽光型植物工場	高糖度ミニトマト

本レポートは、業界に関する情報の提供を目的としたもので、投資判断の参考となる情報提供や投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートは野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。© Nomura Agri Planning & Advisory Co., Ltd. 2017

参入年	企業名	生産形態	取扱品目
	三井住友銀行	露地栽培	米
	シダックス	露地栽培	野菜全般
	鹿児島銀行	露地栽培	タマネギ
	タケエイ	閉鎖型植物工場	高糖度トマト
	ヤオコー	露地栽培	野菜
	四国電力	閉鎖型植物工場	低カリウムレタス
	フジオフードシステム	太陽光型植物工場	野菜

(注) ハウス栽培も「植物工場」と記載している。

(出所) 新聞記事、各種資料より NAPA 作成

5. 経営状況

それでは、農業参入した企業の農業経営がうまくいっているかというと、そう簡単ではない。日本政策金融公庫が2012年に全国の農業参入企業向けにアンケート調査を実施しているが、回答した138社のうち、黒字を確保した企業は全体の30%に止まる結果であった。また、黒字化までの見込み期間が4.0年であるのに対し、実際に黒字化までに要した期間は4.9年と、計画と比較して黒字化するまでに約1年長く時間を要している。このほか、経済成長フォーラムも企業経営者を対象に農業参入に関するアンケート調査を2013年に実施した結果（全回答数280社、うち参入（検討を含む）企業70社）、農業事業全体で黒字企業は33.3%であった。いずれの調査結果においても、農業参入企業で黒字を確保できていない企業が7割前後となっている。

各地域における営業状況の調査結果をみると、島根県では2012年度までに農業参入した97社のうち、2009年度までに加工機械などの施設整備で県から補助を受けた36社について、提出された事業報告書を分析している。2011年度は26社が赤字で、うち16社は2010年度よりも収支が悪化していた。また、東北地区でも2003年から2008年に農業参入した建設業者29社を調査した結果、農業収支で黒字だったのは1社だけで、赤字は20社にもものぼっていた。

また、やや古いデータだが、農林水産省によれば、2003年から2009年までに農業参入した企業436社のうち112社、約4分の1が撤退したとのことである。近年でも、農業から撤退した企業の例は枚挙にいとまがない。本来、採算の合わない事業から撤退する経営判断は批判されることではないが、農業の場合は農地をはじめとする地域資源の利用度合いが高いことに加え、雇用等の地域に対する影響が大変深刻となることから、農業参入企業には事業の継続性を重視した準備と覚悟が望まれる。

図表 11 主な撤退企業リスト

企業名	参入年	撤退年	生産形態	取扱品目
日本たばこ産業	1996年	2003年	露地栽培	野菜
オムロン	1997年	2002年	植物工場	トマト
ファーストリテイリング	2002年	2004年	露地栽培	野菜・米・卵
大戸屋	2008年	2015年	植物工場	野菜
小津産業	2009年	2011年	植物工場	葉物類野菜
吉野家	2010年	2017年	露地栽培	タマネギ等
東芝	2014年	2016年	植物工場	葉物類野菜

(出所) 新聞記事、各種資料より NAPA 作成

V. 異業種からの農業参入の真の狙い

ここまで異業種からの農業参入の背景や異業種企業の参入状況の詳細をみてきたが、総じて農業そのものの経営状況は厳しく、撤退する企業もある中で、農業参入する異業種企業が後を絶たないことが改めて確認できた。

では、すでに農業に参入した2,000社を超える企業、そして参入を検討中の企業を含めて、こういった企業の農業参入の狙いは一体何なのか、農業にビジネスチャンスがあるとしたら異業種企業がどんなビジネスチャンスに着目しているのかを考えてみたい。なお、異業種企業の農業参入の真の狙いを考えるに当たり、異業種企業を「本業が食のバリューチェーン上にある企業」と「本業が食のバリューチェーン上にはない企業」に分類し、それぞれのグループにおける農業参入の真の狙いを考えていきたい。ちなみに、「食のバリューチェーン」とは、川上の農林水産物の生産から、川中の農林水産物の加工・流通、川下の農林水産物及び加工食品の小売や外食サービスまでの食に関する一連の流れのことを指している。

まず、「本業が食のバリューチェーン上にある企業」グループについては、「本業商品の高付加価値化・差別化」という狙いが、利益の追求ひいては企業価値の向上につながる真の狙いではないかと考えられる。日本政策金融公庫が2012年に実施したアンケートをみても、企業（異業種に限らない）の農業参入の狙いとして、「地域貢献」（58%）、「経営の多角化」（50%）に次いで3番目に「本業商品の高付加価値化・差別化」（49%）が挙がっている。また、食品加工、小売、外食といった「食のバリューチェーン」の川中・川下にある企業にとって、農業参入は「本業商品の高付加価値化・差別化」だけでなく、「原料の確保」という効果も享受できると考えられる。

コンビニエンスストア大手の(株)ローソンは、2010年に「ローソンファーム千葉」を設立して農業参入している。生産した小松菜を第一弾商品として関東の生鮮コンビニ「ローソンストア100」を中心に約900店舗に出荷して以来、キャベツ、白菜、大根、ニンジン、トマトと栽培品目を増やし、2017年8月現在、全国23カ所で農業事業を展開している。(株)ローソンの農業参入の狙いは、生鮮コンビニ「ローソンストア100」のどの商品も税抜100円という均一価格モデルにおいて、収益を安定させるための青果の安定調達に資することであった。また、自社農場だけでなく契約農場からの調達を含めて「生産者の顔が見える青果」宣言を行うことで、「本業商品の高付加価値化・差別化」も狙っている。

ファーストフードのモスバーガーを展開する(株)モスフードサービスでは、モスバーガーで使う生野菜はすべて国産品として「本業商品の高付加価値化・差別化」を図っている。その一環で、1年を通じて鮮度の高い野菜を安定的に調達できるように、2006年に農業生産法人「サングレイス」を設立して農業参入した。現在では、5農場を展開しており、生産技術の向上や規模の拡大によって、3割の「原料の確保・提供」の実現を目指している。

一方、「本業が食のバリューチェーン上にはない企業」グループについては、「本業商品の高付加価値化・差別化」という効果はあまり期待できない。こちらのグループでは、「本業のノウハウ活用による農業のイノベーション」という狙いが、利益の追求ひいては企業価値の向上につながる真の狙いになると考えられる。「6次産業」の提唱者として知られる日本の農業経済学者である今村奈良臣（いまむらならおみ）氏は、シュンペーターが提唱したイノベーションについて、農業においては、①新しい製品の創造、②新しい生産方式の取り入れ、③新しい販売経路、市場の開拓、④原材料と半製品の供給の源の獲得、⑤新しい組織の形成、の5つのパターンに読み換えることができると述べている。こちらのグループは、「本業が食のバリューチェーン上にない企業」だからこそ農業にイノベーションを起こすことができるノウハウを数多く持っており、川上の生産段階に参入することによって新しい生産技術を開発するだけでなく、生産段階におけるイノベーションが、川中の流通システムや加工技術等のイノベーション、また、川下の小売システムや外食サービスのイノベーションにも繋がる可能性を秘めている。こちらのグループについてはまだ成功事例は少ないが、「本業のノウハウ活用による農業のイノベーション」という狙いを実現することによって、農業生産そのもので利益を獲得できるようになると考えられる。

「地域貢献」といった狙いの追求も、めぐり巡って企業価値の向上に繋がる可能性があることは否定しないが、効果が出るまでには相当の時間を要すると考えられる。それよりも、上述のように、「本業が食のバリューチェーン上にある企業」グループにおいては「本業商品の高付加価値化・差別化」という狙い、「本業が食のバリューチェーン上にはない企業」グループにおいては「本業のノウハウ活用による農業のイノベーション」という狙いを実現していくことが、企業価値の向上に直結しよう。また、そういった狙いを明確に持った異業種企業が、日本の農業の新たな担い手となっていくであろう。